

最低賃金の改定等に関する意見書

日本経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復に向かうことが期待される一方、昨年 11 月に国が発表した一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策では、最低賃金・賃金引上げを通じた消費の喚起が掲げられ、最低賃金を年率 3%程度を目途として引き上げるとともに、それに向けて、中小企業や小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等を図ることとされた。

こうした中、労働者を取り巻く情勢は、今年のいわゆる春闘において 3 年連続で 2%台の賃上げがなされたものの、伸び率と金額は共に過去 2 年に比べて鈍化しており、また、昨年度改定後の神奈川県最低賃金の 905 円は、年収換算すると 200 万円に満たず、いまだワーキングプアを解消できない水準である。

個人消費を拡大し、経済の好循環を確かなものとするためには、賃金の引上げを全ての労働者に適用される最低賃金にも波及させることが必要であり、その実現に当たっては、中小企業や小規模事業者への支援策の実績を明らかにして、その実効性を高めることに加え、原材料の値上げなどコストの増加に苦しむ中小企業等による当該増加部分の取引価格への転嫁を阻害する行為を防止することが求められる。

よって、国におかれては、平成 28 年度の神奈川県最低賃金の改定に関し、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 早期に神奈川地方最低賃金審議会に諮問し、改定すること。
  - 2 中小企業や小規模事業者への支援に関し、国として実施している各施策における神奈川県での活用実績等の成果の見える化を図り、各施策の実効性を高めるとともに、公正な取引関係の確立に向け、為替変動、資材高騰、物価上昇等に伴うコストの増加や消費税の価格転嫁を阻害する行為への適切な指導及び監視体制の強化を図ること。
- 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 宛て  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
神奈川労働局長

精神障害者への交通運賃割引制度の適用を求める意見書

障害者が移動する際の公共交通機関が果たす役割は非常に大きなものであるが、鉄道、航空、バス等の交通運賃割引については、昭和 25 年に身体障害者が対象となり、その後、知的障害者も対象に加えられたにもかかわらず、精神障害者はいまだ対象とされていない。

本年 4 月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律においては、身体障害又は知的障害に限らず、精神障害のある者であっても、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとしては、いずれも障害者として定義されている。

このように、精神障害者は、身体障害者及び知的障害者と同様に障害者と定義され、障害者支援策により、社会参加や就労、雇用の促進が図られているにもかかわらず、身体障害者及び知的障害者に比べて交通費に係る経済的負担が大きいことは、精神障害者の社会参加を促す上で大きな障壁となっており、本市においても、平成 28 年 3 月時点で 1 万 5 6 7 人の精神障害者保健福祉手帳を有する精神障害者が交通運賃割引制度の対象から除外され不合理な取扱いを受けている。

よって、国におかれては、精神障害者の社会復帰及び自立と社会参加を促進するため、身体障害者及び知的障害者と同等の交通運賃の割引を早急に実現するよう、公共交通事業者に対し、特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

県補助事業における補助率の格差の是正を求める意見書

小児医療費助成事業、重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業等、神奈川県補助事業の中には、政令指定都市とその他の市町村との間で補助率に格差が設けられているものがある。

例えば、人口減少が問題となる中、子どもを育てる世帯にとって最も切実な問題である小児医療費助成事業の補助金については、政令指定都市に対する県の補助率は4分の1、他の市町村に対する補助率は3分の1から2分の1となっている。

川崎市を始めとした政令指定都市の市民が他の市町村民と同様の県税負担をしている実態からすれば、これは、県内の租税負担の公平性が損なわれている状態であると言わざるを得ない。

よって、県におかれては、県税負担の実態を踏まえ、小児医療費助成事業を始めとする県補助事業については、政令指定都市と他の市町村との補助率の格差を早急に是正されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

待機児童解消に向けて早急な対応を求める意見書

国は、待機児童解消加速化プランに基づき、保育所等の受入れ児童数の拡大や保育士の処遇改善などに取り組んできたところであるが、平成27年4月時点で、依然として2万人を超える待機児童が存在している。

また、本市の待機児童数においては、昨年4月にゼロを実現したものの、就学前児童の増加や保育所申請率の上昇等により、今年4月時点で6人に増加している状況にある。

待機児童は、特に大都市に多く存在し、問題解決のためには、地域の実情や利用者の視点に立ったきめ細かな支援策が重要である。

こうした中、保育人材を確保するための処遇改善など総合的な取組を推進するとともに、待機児童の多い地域においては即効性のある対策を集中的に講ずることも必要である。

よって、国におかれては、必要な予算の確保を含め、早急に待機児童の解消を図るため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 待機児童解消のため、待機児童解消加速化プランを着実に実施すること。また、子ども・子育て支援新制度を利用者目線で総点検し、実態に応じた公定価格の実現を図ること。
- 2 多様な保育ニーズと保育所等とのマッチングについて、利用者の視点に立った機能強化が図られるようにすること。
- 3 都市部における施設整備の用地確保を図るため、定期借地制度や公務員住宅等の空きスペースの活用など、国有地等を活用した保育所等の整備に取り組むこと。
- 4 保育士の賃金引上げやキャリアアップ支援など、保育士の更なる処遇改善を検討すること。また、短時間正社員制度や育児休業取得の推進など、保育士が働きやすい環境整備にも取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

少子化対策担当大臣

骨髄移植ドナーに対する支援の充実に関する意見書

骨髄移植及び末梢血幹細胞移植は、白血病等の難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、広く一般の方々に善意による骨髄等の提供を呼び掛ける骨髄バンク事業については、公益財団法人日本骨髄バンクが主体となり、実施されている。

骨髄バンク事業において、平成28年3月現在のドナー登録者数は45万人を超え、患者とのHLA適合率は9割を超えている一方で、そのうち移植に至るのは6割未満にとどまっているのが現状であり、その要因は、ドナーの健康上の問題のほか、提供に伴う通院や入院等のための休暇を認めるか否かの対応が、ドナーを雇用している事業主ごとに異なることなどが挙げられる。

骨髄バンク事業では、骨髄等の提供に際しての検査や入院等に必要な交通費、医療費等、ドナー側の費用負担はなく、また、万一、骨髄等の提供に伴う健康障害が生じた場合でも、日本骨髄バンクによる保険が適用されるなど、ドナーの負担軽減に関して様々な取組が行われている。

しかし、ドナーが、検査や入院等で病院に行くために仕事を休業した場合の補償は、現在、行われておらず、ドナーが安心して骨髄等を多くの患者に提供できるような仕組み作りが早急に求められている。

よって、国におかれては、骨髄移植等の一層の推進を図るため、ドナーに対する支援の充実に関し、次の事項を早期に実施されるよう強く要望するものである。

- 1 ドナー休暇の制度化について検討すること。また、事業主向けに策定した労働時間等見直しガイドラインの中でドナー休暇制度を明示するなど、企業等の取組を促進するための方策を講ずること。
- 2 ドナーが、骨髄等の提供に伴う入院、通院、打合せ等のために休業する場合の補償制度の創設について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣

次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の見直しに関する意見書

国は、次期介護保険制度改正に向けて、軽度者に対する福祉用具貸与等の在り方の見直しについて検討を進めているところであるが、現行の介護保険制度による福祉用具貸与や住宅改修に係る給付は、高齢者自身の自立意欲を高めるとともに介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

例えば、手すりや歩行器などの軽度者向け福祉用具は、転倒・骨折予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っており、また、外出機会を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の閉じ籠もりを防ぎ、社会生活の維持につながっている。

軽度者に対する福祉用具や住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになりかねず、また、福祉用具や住宅改修の利用が抑制され重度化が進展し、結果として介護保険給付の適正化という目的に反して高齢者の自立した生活を阻害し給付費が増大するおそれがある。

よって、国におかれては、次期介護保険制度改正における福祉用具貸与等の見直しにおいては、高齢者の自立を支援し、介護の重度化を防ぐといった介護保険の理念に沿って介護が必要な方の生活を支える観点から検討されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

厚生労働大臣

意見書案第13号

元米海兵隊員による女性遺体遺棄事件に強く抗議し、全ての米軍基地の速やかな撤去を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成28年6月10日

川崎市議会議長 石田康博 様

提出者	川崎市議会議員	市古映美
	〃	石田和子
	〃	佐野仁昭
	〃	斉藤隆司
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	渡辺学
	〃	宗田裕之
	〃	片柳進

元米海兵隊員による女性遺体遺棄事件に強く抗議し、全ての米軍基地の速やかな撤去を求める意見書

沖縄県うるま市で発生した、元米海兵隊員の米軍属が、将来に夢を抱く若い女性の尊い命を奪った極めて残虐で凶悪な事件は、沖縄県民のみならず国民に大きな衝撃と不安を与え、激しい怒りの声が広がっている。

今回の事件に対し、在日米軍と米政府に厳しく抗議し、また、戦後71年間、沖縄に基地を押しつけ、事件が起きるたびに「二度と起こさせない」と繰り返しながら、再発を許してきた日本政府の責任も極めて重大であると言わざるを得ない。

このような凶悪犯罪が起きたにもかかわらず、5月25日に行なわれた安倍首相とオバマ米大統領による日米首脳会談で、安倍首相が、在日米軍の特権を定めた日米地位協定の改定に言及しなかったことに対し、沖縄県の翁長知事は、「県民は納得しない」などと批判し、翌26日には沖縄県議会が、本土復帰後、初めて在沖海兵隊の撤退要求を盛り込んだ抗議決議及び意見書を全会一致で採択した。

平成元年から昨年までの全国の米軍関係者の刑法犯検挙件数のうち、約半数の1,900件が沖縄県に集中しているが、まさに基地あるがゆえの事件・事故の発生であり、基地の撤去こそ最善の再発防止策であるにもかかわらず、この上、県民の世論を無視して、名護市辺野古沖に、最新鋭基地を建設するなど言語道断である。

よって国におかれては、事態を重く受けとめ、次の事項が速やかに実現されるよう強く要望するものである。

- 1 今回の女性遺体遺棄事件の被害者の遺族への謝罪及び完全な補償を行うこと。
- 2 日米地位協定を抜本的に見直すこと。
- 3 辺野古新基地建設の中止及び全ての米軍基地の速やかな撤去に踏み出すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

外務大臣

防衛大臣

沖縄及び北方対策担当大臣